○石岡市水道事業運営審議会規則

平成17年10月１日

規則第165号

（趣旨）

第１条　この規則は，石岡市水道事業運営審議会条例（平成17年石岡市条例第166号）第６条の規定に基づき，石岡市水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第２条　審議会は，会長が招集する。

2　会長は，市長から諮問があったとき，又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議招集の請求があったときは，速やかに会議を招集しなければならない。

3　会長は，会議を招集するときは，市長に通知しなければならない。

（会議の成立）

第３条　会長は，委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2　審議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（市長等の出席）

第４条　会長は，必要に応じ市長及び関係職員の出席を求め，意見を聴取することができるものとする。

（資料の提供）

第５条　市長は，審議会に対しその調査審議に必要な資料を提供しなければならない。

（答申等）

第６条　会長は，第２条第１項の規定により審議会を招集したときは，市長に速やかに答申又は報告をしなければならない。

（会議録）

第７条　議長は，会議録を作成し会議に出席した２人の委員とともに，これに署名しなければならない。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は，水道課で行う。

（その他）

第９条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成17年10月１日から施行する。